

Client Alert

15 April 2025

本アラートに関する
お問い合わせ先：



竹中 陽輔
パートナー
03 6271 9548
Yosuke.Takenaka@bakermckenzie.com



山頭 めぐみ
アソシエイト
03 6271 9538
Megumi.Santo@bakermckenzie.com



James Lau
Special Counsel
+852 2846 1094
James.Lau@bakermckenzie.com



Harrods Wong
Associate
+852 2846 2502
Harrods.Wong@bakermckenzie.com

中国：中国商標法改正案の進捗状況について (Part 3)

今回の報告 (Part 3) では、主要な改正案のうち、「異議申立手続の効率化」、「審判における先行商標のステータス変更を考慮する、裁判所の裁量の制限」及び「未登録の馳名商標の保護強化」について取り上げる。

改正案が適時に施行されれば、ブランド所有者が中国で商標権を管理し、保護する方法は大きく変わる可能性がある。前回の報告では、「特定の状況における悪意のある商標の強制譲渡」、「悪意のある出願に対抗するためのその他の具体的な措置」について解説した。この最終回の記事では、ブランド所有者の商標保護と出願戦略に影響を与える可能性のある、さらに3つの改正項目を取り上げる。

詳細1：異議申立手続の効率化

改正案では、異議申立手続に関する2つの改正案が検討されている。まず、仮承認された出願に対する異議申立期間を3か月から2か月に短縮する点である (第36条)。異議申立期間の短縮により、商標登録が迅速化される一方で、利害関係者が問題のある商標出願を特定して、異議を申し立てる期間が短くなる。したがって、この改正により、ブランド所有者はより注意深い監視戦略を採用し、代理人と緊密に連携して、検出された商標に対する異議申立戦略を迅速に決定する必要が生じてくる。

次に、中国国家知識産権局 (CNIPA) レベルの異議申立控訴手続を、完全に廃止することが提案されている (第39条)。現在の制度では、第三者による異議申立が成功した結果、商標出願が承認されなかった場合、その決定に同意できない商標出願人は、CNIPAに控訴することができる。ところが、改正案により、この控訴の選択肢がなくなり、商標出願人の唯一の手段は、裁判所に控訴することとなる。

詳細2：審判における先行商標ステータスの変更を考慮する、裁判所の裁量の制限

改正案では、裁判所が、出願にかかる審判、異議申立、無効事件における中国国家知識産権局 (CNIPA) の決定に関する控訴を判断する場合、裁判所はCNIPAの決定が下された時点で存在していた事実に基づいて判断しなければならないと規定されている (第42条)。言い換えれば、改正後は、CNIPAの決定後に引用商標の状況に変更があっても、明らかに不公平でない限り、裁判所の判決には影響を与えないこととなる。

例えば、先行商標に基づいて商標出願が拒絶された場合、CNIPAに不服審判を請求すると同時に、引用商標に対して不使用取消請求を行う場合がある。仮に、CNIPAが不使用取消審判の結果を待たず、拒絶を支持する決定を下した場合、出願人は裁判所に控訴することができる。この場合、現行制度の下



では、裁判所は CNIPA 決定後の状況の変化を考慮して判決を下すことを許されていた。たとえば、引用商標が CNIPA の決定後に、不使用を理由に取り消された場合、裁判所はこの取消決定を考慮して、出願人に有利な判決を下すことができる。

一方で商標法改正後は、裁判所は CNIPA の決定の時点の事実のみに基づいて判断することが要求されることとなる。つまり、もし CNIPA が引用商標の存在を理由に出願商標を拒絶すべき旨の決定をした場合には、仮にその後に引用商標が不使用を理由に取り消されたとしても、裁判所はその取消しの事実を考慮することは許されず、CNIPA の拒絶の決定を支持しなければならないことになる。

ただし、CNIPA の現在の慣行（2023 年半ば以降）に基づけば、この改正が商標出願人に与える実務上の影響は比較的限定的と考えられている。理由は、現在の CNIPA の取り扱いでは、仮に引用商標に対して不使用取消審判が請求された場合には、CNIPA は当該取消審判の終了を待ってから拒絶不服審判の決定を行うようになっているため、通常は同時並行で行われている取消審判の決定が考慮される建付けになっているためである。

ただし、こういった CNIPA の実務慣行は将来的に変更される可能性もあるため、ブランド所有者は、CNIPA の審判実務の動向を引き続き注意深く監視する必要がある。また、改正法が施行された場合には、CNIPA 決定後の状況の変化を考慮してもよいとされる「不公平な場合の例外」を裁判所がどのように解釈するかについても注目される場所である。

詳細 3：未登録の馳名商標の保護強化

改正案では、馳名商標に関する規定にいくつかの変更が加えられる。最も注目すべきは、希釈化防止規定の導入である。この規定は、広く一般に知られている馳名商標の複製、模倣、翻訳に当たる商標の使用および登録を禁止するものであり、これにより、馳名商標の著名性の希釈化や、評判を傷つけること、または馳名商標の評判に不当にただ乗りすることを防止する（第 18 条 (3)）。希釈化防止規定の恩恵を受けるには、ブランド所有者の商標が馳名商標であるだけでなく、一般に広く知られている必要がある。これにより、標準的な馳名商標保護よりも高い基準が設定される。

改正案では、商標が馳名かどうかを判断するために使用されている既存の 5 つの考慮事項に加え、以下の 2 つの判断要素が導入される（第 10 条）。

- (i) 商標の国内外での出願および登録の状況
- (ii) 商標の価値

これらの改正案は、中国における馳名商標の保護を強化するものである。馳名商標を決定するためのより透明性の高い基準は、この分野にさらなる明確性をもたらす動きであり、歓迎すべき改正案である。

法改正の現状（前回と同様）

2023 年 1 月 13 日、CNIPA は商標法の改正案を公表した。2024 年 5 月 9 日に、国務院は「2024 年立法作業計画」を発表し、商標法の改正案を全国人民代表大会常務委員会（NPCSC）に提出して審査を受ける準備をしていることを示した。しかしながら、国務院は、いまだ NPCSC に改正案を提出してお



らず、現時点においても、具体的な立法スケジュールの目途は立っていない。